

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 ＜教育実習＞ 3 年次 1 1 月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 ＜教育実習＞ 中学校 3 週間（1 2 0 時間） 高等学校 2 週間（8 0 時間）
③	実習校の確保の方法 ＜教育実習＞ 大学を通して各教育委員会や協力校へ依頼を行う。 一部遠隔地からの学生は、地域性に鑑み、母校をはじめとする出身地での教育実習も実施する。 なお、母校実習にあっても大学から指導教員を派遣し責任をもって実習生への指導を行う。
④	実習内容 ＜教育実習＞ （中学校） 研究授業 1 時間、教壇実習 1 0 時間、参加実習 3 0 時間、観察実習 3 0 時間、教材研究 2 0 時間以上を目安として、実習校の担当教員や指導教諭による指導助言の下で実施する。 （高等学校） 研究授業 1 時間、教壇実習 5 時間、参加実習 1 5 時間、観察実習 1 5 時間、教材研究 1 0 時間以上を目安として、実習校の担当教員や指導教諭による指導助言の下で実施する。 《研究授業》 学習指導案（詳案）を作成したうえでの授業、及びその省察。 《その他の授業》 学習指導案（略案）を作成したうえでの授業、及びその省察。 《参加》 指導教員が行う教育活動への補助的立場での参加。 （例）チームティーチングにおける T2 の役割、給食・清掃・登下校指導等の補助・補佐、学校行事の補助・補佐、部活動指導の補助・補佐等。 《観察》 指導教員等が行う教育活動の観察。授業場面以外における児童生徒の観察。 （例）指導教員ならびに他教員・他の実習生が行う授業の観察、生徒指導・教育相談場面の観察、休み時間における児童生徒の観察等。

⑤ 実習生に対する指導の方法

<教育実習>

教育実習前に実習生に対して訪問指導教員（本学専任教員）を設定し、個別面談の上指導を行う。
教育実習期間中に少なくとも1回は実習校を訪問し、実習生に対して直接指導を行う。訪問指導教員は必要に応じて実習校の教育実習指導担当教諭と連絡を取り合う。実習終了後は授業の中で事後指導を行い実習生に対する個別指導を行う。

⑥ 教育実習の成績評価（評価の基準及び方法）

<教育実習>

実習校が記載する教育実習評価票については別紙のとおり添付。

評価については9項目（①基礎学力、②教材研究、③指導技術、④児童・生徒の理解、⑤教科外指導、⑥個別・集団指導、⑦勤務態度・熱意、⑧事務・実務能力、⑨レポートなどの提出物、教育的な視野・協調性）について実習校から評価をお願いする。

提出された教育実習評価票、実習日誌、学習指導案等に基づき、教職課程・保育士資格部会を開催し成績評価を行う。

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

<教育実習>

「教育実習事前事後指導（中等）」授業科目として8回実施する（1単位）

時期は4月及び7月。15時間実施。

また別途、筆順指導（板書指導）を2月に1時間実施。

② 内容（具体的な指導項目）

<教育実習>

- ・オリエンテーション（教職課程部会長の指導、実習の位置づけ、実習の心構え他）
- ・日誌指導
- ・実習にかかるSNSの使用について
- ・教科別指導
- ・人権教育特別指導
- ・外部講師（教育委員会等）による実習指導
- ・実習振り返り（2回）
- ・筆順指導（板書指導）及び筆順テキストによる自宅学習

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

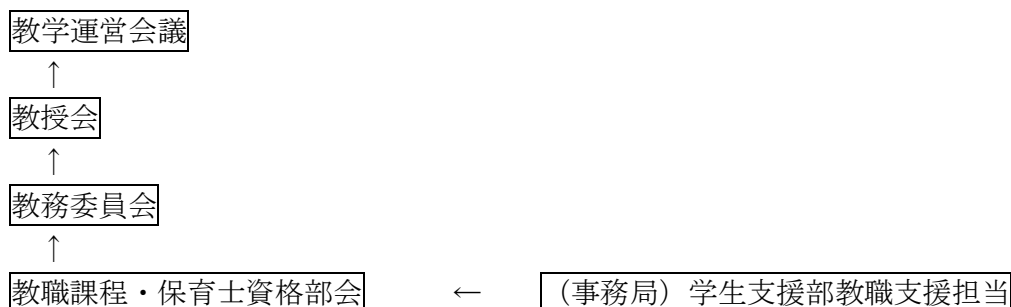
- ・学生は絶対に加害者にならないこと、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等について、教育実習事前指導で指導を行うとともに、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～」の動画視聴を必須とする。
- ・ハラスメントの相談体制について、学生へは指導教員もしくは教職支援担当が随時相談を受け付けることを周知の上、必要に応じて教職課程・保育士資格部会にて対応する。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称
教職課程・保育士資格部会
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
教職課程・保育士資格部会
（文学部4名、教育学部5名、現代日本社会学部1名、学生支援部長、教務担当課長、教職支援担当課長、その他部会が認めた者）
- ・ 委員会等の運営方法
年10～15回程度開催する。
教職課程に関する科目（カリキュラム、担当者）、教育実習の計画・訪問指導担当・成績評価、事前事後指導の日程及び内容、実習で問題や課題が発生した場合の対応、教職課程の自己点検・自己評価、教職課程における情報の公表、その他教職課程に関する事項について審議する。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称
皇學館大学と三重県教育委員会との連携協力に関する協定に基づく連絡推進会議
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
皇學館大学
教育学部長、文学部長、教育開発センター長、アドミッション・オフィス室長、教職課程・保育士資格部会長、法人・大学事務局長、学生支援部長、学生支援部教職支援担当課長
三重県教育委員会
副教育長、県立学校長会長、教育政策課長、教職員課長、高校教育課長、小中学校教育課長、研修推進課長

4 教育実習の受講資格

実習へ行く前年度末の成績（G P A）が、2. 0 以上で1～9 の条件を満たす者

1. 将来確実に教育職員になる意思がある者
2. 心身ともに健康かつ実習施設の活動を妨げる恐れのない者
3. 予備指導、事前指導を履修した者（正当な理由による欠席は除く）
4. 教育実習、事前事後指導の履修登録がされている者
5. 実習費が期限内に納入されている者
6. 以下に掲げる科目を実習前年度までに履修済であり、それらの科目の履修状況をもとに教職課程・保育士資格部会で認めた者。
教職論、教育学概論、教育・学校心理学、該当する教科教育法（4 単位以上）
7. 実習へ行く前年度の所定の期日までに、「麻疹抗体検査報告書」の提出が完了している者
8. 2 月に実施する「筆順指導」を受講済みである者
9. 本学宛ての「実習に関する誓約書」の内容を理解し、期限内に提出の上、遵守できる者

5 実習校

教育 実習	体験 活動	学級数の合計	中学校 1 1 8 学級（伊勢市立中学校 1 1 5 学級・皇學館中学校 3 学級） 高等学校 2 9 学級	
○	×	学校名 教員数	皇學館中学校（三重県伊勢市楠部町 1 3 8） 学級数：3 児童数：6 1 人 1 3 人 （内訳）教諭 1 0 人、講師 2 人、養護教諭 1 人	
○	×	学校名 教員数	皇學館高等学校（三重県伊勢市楠部町 1 3 8）学級数：2 9 児童数：9 8 1 人 6 3 人 （内訳）教諭 4 9 人、講師 1 2 人、養護教諭 2 人	
○	×	教育委員会名	伊勢市教育委員会	中学校：1 0 校

5学 第2821号
令和5年10月10日

皇學館大学
学長 河野 訓 様

伊勢市教育委員会
教育長 岡 俊晴
(公印省略)

教育実習受け入れ承諾書

学校法人皇學館が設置する皇學館大学教育学部教育学科にかかる教育実習の受け入れについて、下記のとおり承諾します。

記

1. 教育実習の受け入れにかかる学科・課程及び免許状の種類

教育学部教育学科（入学定員200名） 中学校教諭一種免許状（理科）

2. 教育実習の受け入れ

中学校 令和9年度以降 5月または11月

皇中発第 27 号
令和6年1月11日

皇學館大学
学長 河野 訓 様

皇學館中学校
校長 芝崎 俊也
(公印省略)

教育実習受け入れ承諾書

学校法人皇學館が設置する皇學館大学教育学部教育学科にかかる教育実習の受け入れについて、下記のとおり承諾します。

記

1. 教育実習の受け入れにかかる学科・課程及び免許状の種類

教育学部教育学科（入学定員200名） 中学校教諭一種免許状（理科）

2. 教育実習の受け入れ

中学校 令和9年度以降 5月または11月

皇高発第 60 号
令和6年1月11日

皇學館大学
学長 河野 訓 様

皇學館高等学校
校長 芝崎 俊也
(公印省略)

教育実習受け入れ承諾書

学校法人皇學館が設置する皇學館大学教育学部教育学科にかかる教育実習の受け入れについて、下記のとおり承諾します。

記

1. 教育実習の受け入れにかかる学科・課程及び免許状の種類

教育学部教育学科（入学定員200名） 高等学校教諭一種免許状（理科）

2. 教育実習の受け入れ

高等学校 令和9年度以降 5月または11月